

龍姫湖利用協議会規約

(名称)

第1条 本会は「龍姫湖利用協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、龍姫湖及びその周辺の湖面利用計画の制定や運用を通して、龍姫湖を有効に利活用し、また、その恵まれた自然環境の保全を図るとともに、水難事故等を未然に防止し、かつ、事故が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うなどにより、地域の連携を深めることを目的とする。

(内容)

第3条 協議会は、以下の項目について協議する。

- (1) 龍姫湖の湖面利用計画の制定
- (2) 安全対策に関する事
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表1に定める団体よりそれぞれ1名を選出された者(以下「委員」という。)により組織する。ただし、協議会の中で了解をえた上で、運用上必要な委員の増減及び変更ができるものとする。

2 運営上必要と認められる者は、協議会の了解を得たうえで、委員以外の者が出席できるものとする。

3 協議会には、委員の互選によって会長をおく。

4 協議会には、会長の指名により副会長を1名おく。

5 委員が属していた団体の役職を離れたときは、その役職の後任者が継承するものとする。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長不在時には会長の職務を代行する。

(協議会)

第6条 協議会は、毎年、原則1回開催する。なお、会長が必要と認めた場合も開催できるものとする。

2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、会議を構成する者の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会に諮るべき議事については、協議会の招集によるほか、文書により各委員への照会を行い、委員全員の了承を得ることにより決することができる。

(議事)

第8条 協議会の議事は、委員の全員の一致により決するものとする。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合、委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(代理出席)

第9条 協議会委員が、やむを得ない事由により出席できないときは代理人を出席させることができる。このとき代理人は、第7条に定める定足数として考慮するほか、第8条に定める議事に参加することができるものとする。

(事務)

第10条 協議会の事務局は、安芸太田町役場 産業観光課におく。

2 事務局は、会長の指示を受け協議会の事務を行う。

(幹事会)

第11条 この協議会を円滑に進めるため幹事会を設ける。なお、幹事は関係機関の職員をもって充てる。

2 幹事会は、会長または協議会事務局が必要と認めるときに招集する。

3 幹事会での調査検討事項は、協議会に報告し意見を述べることができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮って定めることができる。

附則

本規約は、令和4年10月17日から施行する。

別表1 龍姫湖利用協議会構成関係機関

関係機関	役職	備考
国土交通省中国地方整備局温井ダム管理所	所長	
広島県山県警察署	署長	
広島市消防局安佐北消防署	署長	
太田川上流漁業協同組合	組合長	
温井ネットワーク協議会	会長	
温井自治会	会長	
一般社団法人地域商社あきおおた	事業本部長	副会長
安芸太田町	町長	会長

※順不同